明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

十　第一条中地方税法第二十三条第一項第四号の改正規定（「第四十二条の四」の下に「、第四十二条の十（第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。）」を加える部分及び「第六項及び第七項」を「第六項から第八項まで及び第十三項」に改める部分に限る。）、同項第四号の三の改正規定（「第六十八条の九及び」を「第六十八条の九、第六十八条の十四及び」に、「第六十八条の十五から」を「第六十八条の十四から」に改める部分に限る。）、同法第二百九十二条第一項第四号の改正規定（「第四十二条の四」の下に「、第四十二条の十（第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。）」を加える部分及び「第六項及び第七項」を「第六項から第八項まで及び第十三項」に改める部分に限る。）及び同項第四号の三の改正規定（「第六十八条の九及び」を「第六十八条の九、第六十八条の十四及び」に、「第六十八条の十五から」を「第六十八条の十四から」に改める部分に限る。）並びに同法附則第八条第五項の改正規定（「第六項及び第七項」を「第六項から第八項まで及び第十三項」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定（「とあるのは、」の下に「、第六十八条の十五」を加える部分に限る。）及び同法附則第十五条に五項を加える改正規定（同条第三十九項に係る部分に限る。）並びに附則第三条第八項及び第十条第八項の規定　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

十一　第一条中地方税法附則第三十三条第五項の改正規定　特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）の施行の日

十二　第一条中地方税法第七十三条の四第一項第二十一号の改正規定　中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）の施行の日

十三　第一条中地方税法附則第十条第五項及び第十四条第一項の改正規定　道路法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）の施行の日

十四　第一条中地方税法附則第十五条に五項を加える改正規定（同条第四十項に係る部分に限る。）　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）の施行の日

十五　第一条中地方税法附則第十五条第二十九項の改正規定（「同法第五十五条の八第一項」を「第五十五条の九第一項」に改める部分に限る。）　港湾法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）の施行の日

十六　第一条中地方税法第二十四条第五項、第七十二条の五第一項第八号、第二百九十四条第七項及び第七百一条の三十四第二項の改正規定並びに同法附則第十条に一項を加える改正規定並びに附則第七条第四項及び第十六条第二項の規定　マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）の施行の日

十七　第一条中地方税法附則第十五条第二十四項の改正規定（「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める部分を除く。）　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）の施行の日

十八　第一条中地方税法第七十三条の四第一項の改正規定（同項第四号の四中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分、同項第二十一号及び第二十九号に係る部分並びに同項に一号を加える部分を除く。）、同法第三百四十八条第二項の改正規定（同項第二号の五に係る部分、同項第十号の四中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分及び同項中第十八号を削り、第十七号の二を第十八号とする部分を除く。）及び同法第七百一条の三十四第三項の改正規定（同項第十号の四中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分を除く。）並びに附則第十二条第二項及び第十六条第三項の規定　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日

（調査の事前通知に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第七十二条の四十九の六第四項、第七十二条の六十三の二第四項、第百四十四条の三十八の二第四項及び第三百九十六条の二第四項の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後にされる新法第七十二条の四十九の六第一項、第七十二条の六十三の二第一項、第百四十四条の三十八の二第一項又は第三百九十六条の二第一項の規定による通知について適用する。

（道府県民税に関する経過措置）

第三条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　新法第三十七条の二第二項第一号及び附則第五条の六第一項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3　新法附則第三条の二の四第一項及び第五条の四第一項第二号ハの規定は、平成二十七年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4　新法附則第三十五条の三の二第二項の規定は、平成二十七年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用する。

5　新法附則第四十二条第三項の規定は、平成二十六年一月一日以後にする同項に規定する震災関連原状回復支出について適用する。

6　新法附則第四十四条第四項の規定は、平成二十六年一月一日以後にする同項に規定する震災関連原状回復費用の支出について適用する。

7　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

8　新法第二十三条第一項第四号（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の十の規定に係る部分に限る。）及び第四号の三（租税特別措置法第六十八条の十四の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

9　新法第二十三条第一項第四号（租税特別措置法第四十二条の十二の五の規定に係る部分に限る。）及び第四号の三（租税特別措置法第六十八条の十五の六の規定に係る部分に限る。）並びに附則第八条第十一項（新法第二十三条第一項第四号の規定に係る部分に限る。）及び第十二項（新法第二十三条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

10　新法第五十一条第一項及び第五十三条第二十四項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

第四条　附則第一条第七号に掲げる規定による改正後の地方税法（附則第十一条第一項において「二十九年新法」という。）第三十二条第十一項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　附則第一条第八号に掲げる規定による改正後の地方税法（附則第十一条第二項において「三十年新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成三十年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3　二十八年新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。